3 障害支援部の状況

<福祉課の業務>

福祉課は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的 障害者更生相談所の主たる業務を担当し、市町村等の依頼に応じ、18歳以上の身体障害者及び知的 障害者への専門的支援を行っています。

所管地域は、政令指定都市(横浜市・川崎市・相模原市)を除く市町村となっています。機能と しては、以下の事項を担っています。

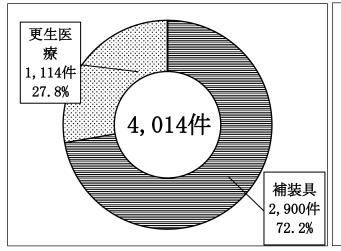
- 専門的相談機能
- 専門的判定・評価機能
- 市町村への専門的支援

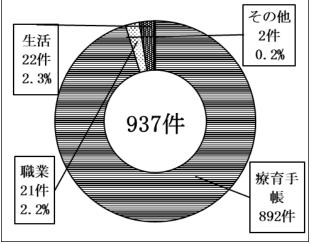
(1) 専門的相談機能

ア 身体障害者更生相談所業務及び知的障害者更生相談所業務の相談内容別状況

身体障害者更生相談所業務の相談数は、4,014 件であり、相談内容の内訳は、補装具が2,900 件で最も多く、次に更生医療が1,114 件となっています。(図3-1)(資料2-1)知的障害者更生相談所業務の相談数は、937 件であり、相談内容の内訳は、療育手帳が892 件で最も多く、次に職業相談21 件、生活相談22 件、その他の相談が2件でした。その他の相談の内容は療育手帳の再判定に関する電話での相談等がありました。(図3-2)(資料2-6)

図3-1 身体障害者更生相談所相談内容別状況 図3-2 知的障害者更生相談所相談内容別状況





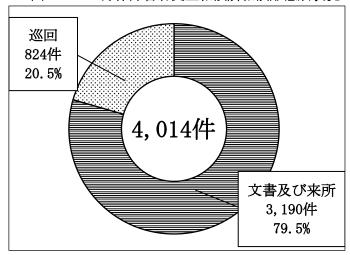
※延べ相談件数

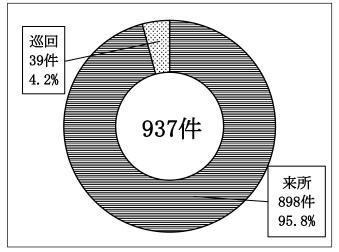
イ 身体障害者更生相談所業務及び知的障害者更生相談所業務の相談形態別状況

身体障害者更生相談所の相談数は、4,014件であり、相談形態の内訳は、文書及び来所によるものが3,190件(79.5%)、巡回相談によるものが824件(20.5%)でした。巡回相談では、利用者の利便性を考慮し補装具判定を実施しました。(図3-3)(資料2-1)

知的障害者更生相談所の相談数は、937件であり、相談形態の内訳は、来所相談898件 (95.8%)、巡回相談39件 (4.2%) でした。巡回相談は、来所が困難な方を中心に実施しました。(図3-4)(資料2-6)

図3-3 身体障害者更生相談所相談形態別状況 図3-4 知的障害者更生相談所相談形態別状況





※延べ相談件数

(2) 専門的判定·評価機能

市町村の依頼により、医学的・心理学的・職能的・社会学的判定を実施しました。判定の内容は以下のとおりです。

ア 補装具費支給の要否判定

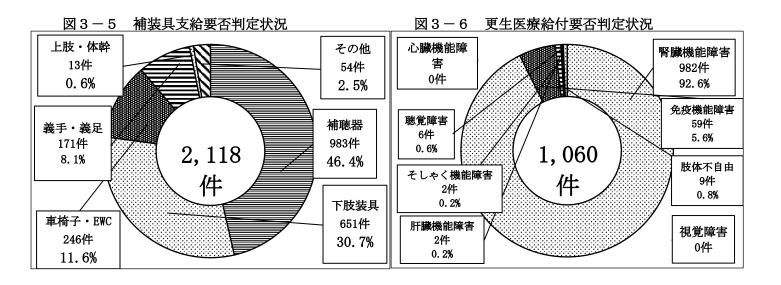
補装具費支給要否判定件数は2,118件で、前年度(2,159件)に比べ41件減少しています。 直接判定が必要な電動車椅子は39件で、前年度(36件)より3件増加しています。下肢装具は651件で前年度(654件)と比べ全体に占める割合が0.4%減り、30.7%でした。(図3-5)(資料2-3)

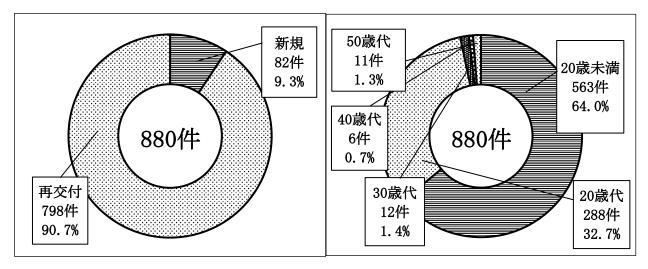
イ 更生医療給付の要否判定

更医療給付の要否判定は1,060件で、前年度(1,108件)より48件減少しています。腎臓機能障害が、全体の92.6%を占めています。(図3-6)(資料2-4)

ウ 療育手帳に関する程度判定

療育手帳に関する程度判定の結果通知書は880件で、昨年度(692件)より188件増加しています。内訳で見ると、新規は8件増加し、82件(9.3%)、再交付は180件増加し、798件(90.7%)となっています。年齢別判定状況では20歳未満が563件(64.0%)となっており、20歳代を合わせると851件(96.7%)と9割以上を占めています。40歳代、50歳代以上での手帳取得は昨年度より1件減少し、17件ありました。(図3-7、8)(資料2-8)





工 総合判定

療育手帳の新規取得を希望して知的障害の判定を受ける場合や、18歳以上の方の重症心身障害の認定の際に行う総合判定は、前年度より4人減少し、23人でした。内訳は、新規判定が23人、総合判定の大部分は療育手帳の新規取得を目的としています。新規判定された方を年代別に見てみると、20歳代が13人と最も多く、続いて20歳未満が5人、30歳代が3人、50歳以上が2人、40歳代が0人となっています。知的障害は発達期の障害ですが、50歳以上の方が2名、療育手帳の新規取得を希望して知的障害の判定を受けています。これは、これまで制度を利用せずに養育されてきた保護者が、高齢化・死去などを理由に養育の継続が困難となり、制度の利用や療育手帳を取得して福祉的な支援を希望される方が増えたためと推察されます。(資料2-9、10、11)

(3) 市町村への専門的支援

神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議や障害保健福祉圏域自立支援協議会等に参加しま した。障害者更生相談所の機能を生かし、市町村の地域での連携を側面的にサポートしていま す。また、更生相談で培った知識・技術を市町村や障害者施設への専門的技術的支援、市町村 職員の研修に活かすよう努めています。

(4) 重症心身障害者の認定等

ア 重症心身障害の認定

平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、18歳以上の重症心身障害の方についても他の障害と同様に援護の実施主体が市町村となりました。市町村の依頼により、18歳以上の方の重症心身障害の認定を福祉課で実施しています。令和6年度は市町村からの認定依頼は0件でした。

イ 療養介護事業所 (医療型障害児入所施設併設) の入所調整

アに記載の法改正に伴い、重症心身障害児施設の名称が、児童については医療型障害児 入所施設、18歳以上については療養介護事業所となりました。併せて、児童相談所が行っ ていた長期の入所調整業務について、施設からの依頼による入所調整を3回実施しました。

短期入所

障害者総合支援法に基づく短期入所の事業所として、地域で暮らす重症心身障害児・者、肢体 不自由児の在宅生活を支援しました。

主治医からの情報や家庭での様子、家族の要望も反映させた個別看護計画を作成し、呼吸機能障害やてんかん等の合併症に伴い必要となる医療的ケアへの対応、きざみ食やペースト食等摂食・嚥下障害に応じた食事の提供など、計画に沿って安全・安楽な援助を行いました。また、言語表現が難しい利用者が多く、看護師は専門的看護技術と利用者一人ひとりに応じたきめ細かい観察力と配慮が求められるため、0JTを中心とした知識技術の習得に努めました。令和6年度の利用状況は、延べ利用者数が420人(前年度734人)、実利用者数が15人(前年度16人)、開所日数は185日(前年度237日)と、前年度と比べて全体的に減少していますが、これは職員不足により利用日数及び利用人数を縮小したことによります。

市町村別の受入状況は、6市町(前年度7市町)から受け入れました。($\underline{図3-9}$)(<u>資料2-</u>12)

また、利用者の生活の質の向上を目的にレクリエーションの充実に取り組む他、他課と協力して日中支援を実施しました。(資料 2-12)

なお、令和6年度から短期入所は、新設された支援課の業務となり、診療所の病棟閉鎖に伴い、医療型から福祉型強化短期入所施設としてサービスの提供を行っています。

図3-9 短期入所の市町村別利用件数

